

岩手県営スポーツ施設指定管理者募集要項等に関する質問への回答（～8/19 受付分）

資料名 ページ数 項目名	質問事項	回答
岩手県営スポーツ施設 指定管理者募集要項 3ページ 7（9）カ 前年度の事業報告書	前年度の事業報告書とありますが、過去3ヶ年度の経営状況を説明する書類と同じものでよろしいでしょうか。	前年度の事業がわかるものであれば可としますが、記載ページなどがわかるよう明記してください。
岩手県営スポーツ施設 指定管理者募集要項 8ページ～12ページ （別紙2）施設別管理運営費	<p>各施設の指定管理料の1年当たりの上限額は、平成29年度から令和3年度までの支出額合計の5カ年平均をもとに算定されていると史料される。</p> <p>令和3年度支出額には働き方改革の導入による人件費増分が含まれており、これらの含まれていない平成29年度から令和2年度分を含めた5カ年平均をもとに指定管理料の上限額を決定しているとすれば、令和5年度以降5年間の指定管理に要する経費を賄えないことが想定される。</p> <p>また、委託料（警備、清掃等）や光熱水費、燃料費については、現下の物価上昇に伴い、現在の水準よりも経費増となることが予想される。</p> <p>上記の状況を踏まえ、指定管理料の1年あたりの上限額について、申請後に増額協議することは可能か。</p>	<p>管理運営費については、平均を用いて算出したものではなく、それぞれの経費の特性に応じて直近の実績額や複数年の平均値等を用いて算出しています。</p> <p>なお、人件費については、働き方改革の導入による人件費増分を含んだ積算額となっています。</p> <p>委託料等に係る人件費については、人件費高騰等の影響を鑑み、前回の指定管理者選定時と比して積算額を増額しています。</p>
岩手県営スポーツ施設 指定管理者募集要項 42ページ 様式第3－6号	指定管理料における1年あたりの燃料費上限額は、様式第3－6号収支計画書の燃料費計上金額と捉えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

<p>岩手県営スポーツ施設管理運営業務仕様書 (その1) 1 ページ 「3 開場（開館）期間及び時間」 「岩手県営運動公園」</p>	<p>陸上競技場等有料施設（スポーツクライミング競技場を除く。）の12月1日～12月28日及び1月4日～3月31日の開場時間は<u>5:00</u>～17:00ではなく、現基本協定で定める<u>6:00</u>～17:00ではないか。</p>	<p>記載間違いです。 お見込のとおりです。</p>
<p>同上</p>	<p>スポーツクライミング競技場の開場時間は、現基本協定に定める次の時間ではないか。 【ボルダリング施設】 通年(12/29～1/3、積雪時を除く。) 9:00～21:00 【リード施設、スピード施設】 4月1日～12月28日 6:00～21:00 1月4日～3月31日 10:00～17:00</p>	<p>記載間違いです。 お見込のとおりです。</p>
<p>岩手県営スポーツ施設管理運営業務仕様書 (その1) 2 ページ 「6 指定管理者が行う業務の範囲」 「イ 個別施設特記事項（特定施設における上記以外の業務）」</p>	<p>(ア)岩手県営スケート場の「岩手県営スケート場インラインスケート練習リンクにおける業務（別紙1）」は県営武道館の指定管理者が行うことでよいか。 この場合、「(ア)県営スケート場」ではなく、「(ア)県営武道館」とするのが適当と考えるがいかがか。</p>	<p>お見込のとおりです。</p>
<p>同上</p>	<p>「岩手県営スケート場及び岩手県立御所湖広域公園艇庫の開閉場時に係る業務（別紙2）」が示されていないので、示されたい。</p>	<p>記載漏れです。別添のとおりとなります。</p>
<p>岩手県営スポーツ施設管理運営業務仕様書 (その1) 2 ページ 「6 指定管理者が行う業務の範囲、(2)施設等の管理に関する業務」</p>	<p>県営スケート場インラインスケート練習リンクの管理に関する業務は、施設設置者（県）が行うことでよろしいか。</p>	<p>岩手県営スポーツ施設管理運営業務仕様書（その1）2 ページ「6 指定管理者が行う業務の範囲」「イ 個別施設特記事項（特定施設における上記以外の業務）」内の別紙1「岩手県営スケート場インラインスケート練習リンクにおける業務」に記載のとおり、県営武道館の指定管理者が行うこととなります。</p>

<p>岩手県営スポーツ施設管理運営業務仕様書 (その1) 4ページ 「9 リスク分担と保険の加入」</p>	<p>「指定後のインフレ・デフレによる物価変動」及び「県以外の要因による運営費の膨張」のリスク負担は指定管理者とされており、「原油価格の高騰による燃料費等の値上げによる運営費の膨張」のリスク負担は協議事項とされている。</p> <p>現下の電気料金や燃料費の高騰、法改正による経費の増加など指定管理に要する経費の増高は指定管理者の自助努力で吸収することは難しいと判断するが、このような場合のリスク分担の考え方を示されたい。</p>	<p>リスク負担の考え方に変更はありません。ただし、新型コロナウイルス感染症対策のような社会的に影響の大きい事象が発生した場合、別途指定管理料の調整を行う場合があります。</p>
<p>同上</p>	<p>同様に、委託料について、現下の物価等の上昇を踏まえ、委託業者から増額要望が出されており、指定管理者の自助努力で吸収することは難しいと判断するが、このような場合のリスク分担の考え方を示されたい。</p>	<p>委託料等に係る人件費については、人件費高騰等の影響を鑑み、前回の指定管理者選定時と比して増大した積算額となっています。</p>
<p>岩手県営スポーツ施設管理運営業務仕様書 (その1) 6ページ 「15 指定管理料」</p>	<p>「(2)指定管理料の精算」について、「ウ行政財産の目的外使用許可部分の光熱水費」及び「エ岩手県営スケート場の電気料のうち高压電力契約に係る電気料」は精算経費として記載されているが、これ以外の指定管理に要する光熱水費や燃料費はこれらの精算経費から除かれている。</p> <p>県立青少年の家においては、これらの経費は精算経費とされていることから、県立青少年の家と同様の取扱いとすることはできないか。</p>	<p>次期指定管理期間においては、岩手県営スポーツ施設管理運営業務仕様書(その1)6ページ「15 指定管理料」に記載のとおり取り扱いとなります。</p>
<p>岩手県営スポーツ施設管理運営業務仕様書 (その1) 104ページ 「別紙7 芝生・樹木等</p>	<p>別紙7中に、「(注)この基準は、植栽管理を行ううえでの目安であり、<u>良好な状態が維持できなければ、必ずしもこれに拘束されるものではありません。</u>」との記載があ</p>	<p>記載間違いです。 お見込のとおり趣旨となります。</p>

の植物管理業務」	るが、下線部は、「良好な状態が維持できるのであれば、」という趣旨ではないか。	
岩手県営スポーツ施設 管理運営業務仕様書 (その2) 1 ページ 4 休場(休館)日	休場(休館)日は「毎月第4月曜日」が基本の考え方でよろしいでしょうか。P.30別紙6 清掃業務仕様書2・(3)・イの記載と相違がございます。ご教示ください。	お見込みのとおりです。
岩手県営スポーツ施設 管理運営業務仕様書 (その2) 3 ページ 8 利用料金	スポーツ施設利用者の同伴者で、施設利用をせずに、施設に入館のみされる方の利用料徴収についてのお考えをご教示ください。	入館のみの場合、利用料は徴収しません。
岩手県営スポーツ施設 管理運営業務仕様書 (その2) 5 ページ 10 職員配置	トレーニングルーム内の職員配置数についての記載がされておられません。指定管理者の任意でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
岩手県営スポーツ施設 管理運営業務仕様書 (その2) 8 ページ (5)回数券の有効期限	回数券の有効期限は、指定管理期間内であれば、有効期間の長短は指定管理者の任意で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。現在の有効期限と異なる場合は利用者に十分周知を行うこととします。
岩手県営スポーツ施設 管理運営業務仕様書 (その2) 14 ページ 別紙① 特殊建築物定期点検業務仕様書 2 定期点検対象	建築基準法改正により、防火設備も点検対象となっております。仕様書に記載はございませんが、法令に基づき、防火設備も点検対象として含むよう理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

<p>岩手県営スポーツ施設 管理運営業務仕様書 (その2) 38 ページ 2 経費の負担(施設予 約システム)</p>	<p>導入経費は、様式3-6号の収支 計画書への記載が必要でしょう か。また、貴県が想定される、本 施設における「施設予約システム 利用負担金」をご教示ください。</p>	<p>施設予約システムは、令和4年 度中に導入する見込みであり、そ の手続きは令和4年度中に終了し ます。</p> <p>従って、令和5年度から指定管 理を行う次期指定管理者には、シ ステム導入に係る費用は生じない 見込みです。施設予約システムの ランニングコストは次の金額を見 込んでいますので、この額を経費 として見込んでください。</p> <p>【使用料及び賃借料】 186,000 円</p> <p>なお、他施設については施設予 約システムのランニングコストは 次の金額を見込んでいますので、 以下の額を経費として見込んでく ださい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県営運動公園 704,000 円 ・ 県営体育館 187,000 円 ・ 県営スケート場 77,000 円 ・ 県営武道館 595,000 円 ・ 御所湖広域公園艇庫 77,000 円
<p>該当なし</p>	<p>除雪について明記されておられ ませんが、冬期間中の除雪、排雪作業 (出勤条件、頻度等)についてど のようにお考えでしょうか。</p>	<p>除雪・排雪作業については、指 定管理者が行う業務の範囲「施設 等の管理に係る業務」として、行 っていただきます。</p> <p>なお、除雪・排雪作業(出勤条 件、頻度等)は、適切な施設管理 ができること、施設利用者の安全 及び利便性が確保できることを前 提として、具体的な内容は提案事項 とします。</p>

